

平成30年度の介護保険料納入通知書を送付



6月中旬に、第1号被保険者(65歳以上の)に平成30年度の介護保険料納入通知書を送付します。

65歳以上の人の介護保険料は、持続可能な介護保険事業運営のため、必要な介護サービス費用や被保険者数の見込みをもとに3年度ごとに見直しています。

平成30年度(2018年度)から2020年度までの一人当たりの保険料基準額は、年額63,000円(月額5,250円)です。基準額を基に、本人や家族の所得状況等に応じて、保険料の年額を決めています。

所得段階は、表のとおり16段階とし、公費負担により、低所得者(第1段階)の介護保険料を軽減しています。

※第2号被保険者(40歳~64歳の)の保険料は、加入保険によって異なります。



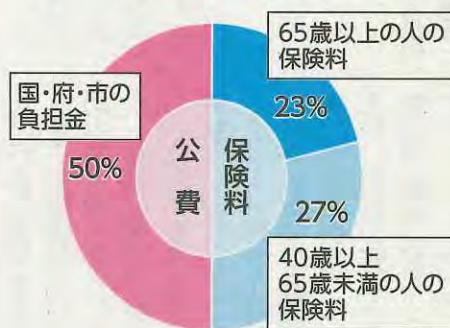
■ 介護保険料 (平成30年度<2018年度>~2020年度)

区分	負担割合	年額保険料
第1段階	基準額×0.4	25,200円
第2段階	基準額×0.65	40,950円
第3段階	基準額×0.7	44,100円
第4段階	基準額×0.9	56,700円
第5段階	基準額×1.0	63,000円
第6段階	基準額×1.08	68,040円
第7段階	基準額×1.25	78,750円
第8段階	基準額×1.5	94,500円
第9段階	基準額×1.6	100,800円
第10段階	基準額×1.8	113,400円
第11段階	基準額×2.0	126,000円
第12段階	基準額×2.2	138,600円
第13段階	基準額×2.3	144,900円
第14段階	基準額×2.35	148,050円
第15段階	基準額×2.4	151,200円
第16段階	基準額×2.45	154,350円

介護保険料は必ず納めましょう

介護保険は公費と皆さんが納める保険料を財源(円グラフ)に運営されています。介護が必要になったとき、安心してサービスを利用できるように、保険料は必ず納めましょう。

介護保険の財源(利用者負担は除く)



介護保険料の納め方

介護保険料は、年金の受給額によって納め方が決められています。

年金が年額18万円以上の人は、基本的に特別徴収となりますが、年度途中で65歳になった人や他の市町村から転入した人等は一時的に普通徴収となります。

特別徴収=年金からの天引きとなります。

普通徴収=市から送付される納付書または口座振替で納めていただきます。

※公費による低所得者の介護保険料の軽減強化により、第1段階の負担割合を軽減しております。

①「老齢福祉年金」とは、明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた人、または大正5年(1916年)4月1日以前に生まれた人で一定の要件を満たしている人が受けている年金です。

②「合計所得金額」とは、収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法が異なります)を控除した金額のことで、平成30年(2018年)4月以降は、さらに「長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額」と「公的年金等に係る雑所得(第1~5段階のみ)」を控除した額となります。ただし、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。

③「公的年金等収入額」とは、国民年金・厚生年金・共済年金等、課税対象となる種類の年金収入のことです。なお、障害年金・遺族年金・老齢福祉年金等は含まれません。

介護予防のため「基本チェックリスト」は記入後、必ず返送を!

市では、高齢者が住み慣れた地域で元気に暮らし続けられるまちづくりを目指しています。そのためには、元気なうちに、できるだけ早く、将来に医療や介護が必要となる要因(運動、栄養、口腔、認知症等)を発見し、必要に応じて適切に支援することが重要です。

見つけよう
老化のサイン

「年をとると心身の機能が衰えるのは仕方ないこと」と考えていませんか。確かに高齢になると心身の機能は低下していき、使いつづけることで、更に鍛えることによって低下を防ぎ向上させることもできます。

市では、皆さん一人ひとりの健康や日常生活の状態と見守りが必要な高齢者を把握するため、毎年65歳以上の要支援・要介護認定を受けていない人を対象に「基本チェックリスト」を送付しています。

今年度の対象は、平成30年6月1日現在、65歳から3歳刻みの年齢(65歳、68歳、71歳...)の人で、6月初旬に送付します。

返送は
6月15日(金)まで

「基本チェックリスト」が届いたら、すべての項目を記入し、同封の返信用封筒を使って、6月15日(金)までに、返送してください。

※返送いただいた結果は、後日郵送でお知らせします。今後のご自身の介護予防や健康づくりに役立ててください。

返送がない人については訪問などで連絡させていただく場合があります。ご協力をお願いします。